

定 款

大 阪 デ ィ ス プ レ イ 協 同 組 合

大阪ディスプレイ協同組合 定款

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行ない、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上をはかることを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本組合は、大阪ディスプレイ協同組合と称する。

(地 区)

第 3 条 本組合の地区は、大阪府の区域とする。

(事務所の所在地)

第 4 条 本組合は、事務所を大阪市に置く。

(公 告 の 方 法)

第 5 条 本組合の公告は、本組合の掲示板に掲示し、かつ、必要があるときは、大阪市において発行する日本経済新聞に掲載してする。

(規 約)

第 6 条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は規約で定める。

第2章 事 業

(事 業)

第 7 条 本組合は、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 組合員の取扱品の原材料の共同購入
- (2) 組合員の取扱品の受注のあっせん
- (3) 組合員の従業員の最低賃金に関する協定、その他組合員の事業に関する協定
- (4) 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- (5) 組合員の事業に関する経営、および技術の改善向上、または組合事業に関する知識の普及をはかるための教育および情報の提供

- (6) 組合員の福利厚生に関する事業、労働者災害補償保険、雇用保険、火災保険、および生命保険の特約代理店業務
- (7) 前各号の事業に附帯する事業

第3章 組 合 員

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

- (1) ディ스플레이業として、デザイン、設計、施工を行なう事業者であること。
- (2) 組合の地区内に事業場を有すること。

(加 入)

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、組合に加入することができる。

- 2 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

(加入者の出資払込みおよび加入金)

第10条 前条第1項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部または一部を承継することによる場合はこの限りでない。

- 2 前項本文の加入者からは、加入金を徴収することができる。
- 3 加入金の額は、総会において定める。

(相 続 加 入)

第11条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

- 2 前項の規定にかかわらず、加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(自 由 脱 退)

第12条 組合員は、あらかじめ組合に通知したうえで、事業年度の終りにおいて脱退することができる。

- 2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でなければならない。

(除 名)

第13条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期にわたって当組合の施設を利用しない組合員
- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員
- (3) 本組合の事業を妨げ、または妨げようとした組合員
- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員

(脱退者の持分払いもどし)

第14条 組合員が脱退したときは、その持分の全額を払いもどすものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(使用料または手数料)

第15条 本組合は、その行なう事業について、使用料または手数料を徴収することができる。

- 2 前項の使用料または手数料の額は、規約で定める額を限度として、理事会で定める。

(経費の賦課)

第16条 本組合は、その行なう事業の費用（使用料または手数料をもって充てるべきものを除く）に充てるため組合員に経費を賦課することができる。

- 2 前項の経費の額、その徴収の時期および方法その他必要な事項は、総会において定める。

(出資口数の減少)

第17条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終りにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき
- (2) 事業の一部を廃止したとき
- (3) その他特にやむを得ない理由があるとき

- 2 本組合は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。

- 3 出資口数の減少については、第14条（脱退者の持分の払いもどし）の規定を準用する。

(届 出)

第18条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本組合

に届け出なければならない。

- (1) 氏名、名称または事業を行なう場所を変更したとき
- (2) 事業の全部または一部を休止し、もしくは廃止したとき

(過 怠 金)

第19条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 第7条第3号の規定による協定に違反し、または同条第6号に規定する団体協約に違反した組合員
- (2) 第13条第2号から第4号までに掲げる行為のあった組合員
- (3) 前条の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした組合員

第4章 出資および持分

(出資一口の金額)

第20条 出資一口の金額は、1万円とする。

(出資の払込み)

第21条 出資は一時に全額を払い込まなければならない。

(延 滞 金)

第22条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで日歩4銭の割合で延滞金を徴収することができる。

(持 分)

第23条 組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

- 2 持分の算定に当っては、100円未満の、は数は切り捨てるものとする。

第5章 役員、顧問、相談役、参与および職員

(役員 の 定 数)

第24条 役員の数、次のとおりとする。

- (1) 理事 10人以上13人以内
- (2) 監事 1人または2人

(役員任期)

第25条 役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 理事 2年又は就任後において開催される第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間
- (2) 監事 2年又は就任後において開催される第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間

2 補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む）のため選出された役員任期は、現任者の残任期間とする。

3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において新たに選出された役員任期は、第1項に規定する任期とする。

4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行なう。

(員外役員)

第26条 役員のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、理事については3人、監事については1人を超えることができない。

(理事長および副理事長の職務)

第27条 理事のうち1人を理事長、3人を副理事長とし、理事会において選任する。

2 理事長は、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐して本組合の常務を執行し、理事長が事故または欠員のときは、あらかじめ理事会において定めたところにしたがってその職務を代理し、または代行する。

4 理事長および副理事長がともに事故または欠員のときは、理事会において、理事のうちからその代理者または代行者を1人定める。

(監事の職務)

第28条 監事は、いつでも会計の帳簿および書類の閲覧もしくは謄写をしまし又は理事に対し会計に関する報告を求めることができる。

2 監事は、その職務を行なうため必要があるときは、組合の業務および財産の状況を調査することができる。

(役員忠実義務)

第29条 理事および監事は、法令、定款および規約の定め、ならびに総

会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員 の 選挙)

第30条 役員は、総会において選挙する。

- 2 役員選挙は、連記式無記名投票によって行なう。
- 3 有効投票の多数を得たものを当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。
- 4 第2項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者の全員の同意があるときは、指名推薦の方法によって行なうことができる。
- 5 指名推薦の方法により役員選挙行なう場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行なう。
- 6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選とするかどうかを総会にはかり、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

(役員 の 報酬)

第31条 役員に対する報酬は、総会において定める。

(顧 問)

第32条 本組合に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(相談役および参与)

第33条 本組合に相談役および参与を置くことができる。

- 2 相談役および参与は、組合員のうちから、理事会の議決を経て理事長が選任または解任する。

(職 員)

第34条 本組合に、次の職員を置くことができる。

- (1) 事務局長および事務員 若干名

第6章 総会、理事会および委員会

(総会 の 召集)

第35条 総会は、通常総会および臨時総会とする。

- 2 通常総会は毎事業年度終了後2ヶ月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て理事長が召集する。

(総会召集の手続き)

第36条 総会の召集は、会日の10日前までに到着するように、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時および場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。

(書面または代理人による議決権または選挙権の行使)

第37条 組合員は、前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面または代理人をもって議決権または選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族もしくは常時使用する使用人または他の組合員でなければ代理人となることができない。

2 代理人が代理する組合員の数は、2人までとする。

(総会の議事)

第38条 総会の議事は、中小企業等協同組合法（以下「法」という）に特別の定めがある場合を除き、組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議長)

第39条 総会の議長は、総会ごとに、出席した組合員または組合員たる法人の代表者のうちから選任する。

(緊急議案)

第40条 総会においては、出席した組合員（書面または代理人により議決権または選挙権を行使する者を除く）が組合員の半数以上であり、かつ、出席した組合員の3分の2以上の同意を得たときに限り、第36条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

(総会の議決事項)

第41条 総会においては、法または定款で定めるもののほか次の事項を議決する。

- (1) 借入金額の最高限度
- (2) その他理事会において必要と認める事項

(総会の議事録)

第42条 総会の議事録は、議長および出席した理事が作成し、これに署名するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開催通知の年月日およびその方法
- (2) 開会の日時および場所

- (3) 組合員数およびその出席者数
- (4) 議事の経過の要領
- (5) 議案別の議決の結果（可決、否決の別および賛否の議決権数）

（理事会の召集）

第43条 理事会は、理事長が召集する。

- 2 理事長が事故または欠員のときはあらかじめ理事会において定めた順位にしたがい副理事長が、理事長および副理事長がともに事故または欠員のときはあらかじめ理事会において定めた順位にしたがい他の理事が、召集する。
- 3 理事は、必要があると認めるときは、いつでも、理事長に対し、理事会を召集すべきことを請求することができる。
- 4 前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から5日以内に、正当な理由がないのに、理事長が理事会召集の手続きをしないときは、みずから理事会を召集することができる。

（理事会の召集手続き）

第44条 理事会の召集は、会日の7日前までに日時および場所を各理事に通知してするものとする。ただし、理事全員の同意があるときは、召集の手続きを省略することができる。

（理事会の議事）

第45条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

（理事会の書面議決）

第46条 理事は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあった事項について、書面により理事会の議決に加わることができる。

（理事会の議決事項）

第47条 理事会は、法またはこの定款で定めるもののほか次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他業務の執行に関する事項で理事会で必要と認める事項

（理事会の議長および議事録）

第48条 理事会においては、理事長がその議長となる。

- 2 理事会の議事録においては、第42条（総会の議事録）の規定を準用する。この場合において、同条第2項第5号中「（可決、否決の別および賛否の議決権数）」とあるのは「（可決、否決の別および賛否の議決権数ならびに、賛成した理事の氏名および反対した理事の氏名）」と読み替えるものとする。

(委員会)

第49条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織および運営に関する事項は、規約で定める。

第7章 会 計

(事業年度)

第50条 本組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

(法定利益準備金)

第51条 本組合は、出資総額に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、とりくずさない。

(資本剰余金)

第52条 本組合は、加入金、増口金および減資差益（第14条ただし書の規定によって払いもどしをしない金額を含む）は、資本剰余金に繰り入れるものとする。

(再評価積立金)

第53条 本組合は、資産を再評価したときは、再評価差額を再評価積立金として積み立てるものとする。

(特別積立金)

第54条 本組合は、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。

(法定繰越金)

第55条 本組合は、第7条第7号の事業の費用に充てるため、毎事業年度の利益剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

(利益剰余金および繰越金)

第56条 一事業年度における総益金に総損金および繰越損益金を加減したものを利益剰余金とし、第51条の規定による法定利益準備金、第54条の規定による特別積立金および前条の規定による繰越金ならびに納税引当金を控除してなお剰余金があるときは、総会の

議決によりこれを組合員に配当し、または翌事業年度に繰り越すものとする。

(利益剰余金の配当)

第57条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額もしくは組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じて行なうか、または事業年度末における組合員の出資額および組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

2 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年1割をこえないものとする。

3 配当金の計算については、第23条第2項（持分）の規定を準用する。

(損失金の処理)

第58条 損失金のおてん補は、特別積立金、資本剰余金、法定利益準備金、再評価積立金の順序にしたがってするものとする。

(職員退職給与引当金)

第59条 本組合は、事業年度末ごとに、職員退職給与引当金として、職員給与総額の20分の1以上を計上する。

附 則

第60条 設立当時の役員の任期は、第25条の規定にかかわらず、第1回通常総会の日までとする。

第61条 第50条の規定にかかわらず、初年度かぎり、組合成立の日より昭和39年3月31日までをもって一事業年度とする。